

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 来月7日の宣言解除「現実的ではない」

— 中川会長 —

中川俊男会長は1月27日の会見で、2月7日までの期限で発令されている新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言について質問に答え、「(7日での解除は)現実的ではない」との見解を示した。宣言解除の検討は、都道府県の医療提供体制等の状況判断に用いる6つの指標全てがステージ2の基準になるか、ステージ3だがステージ2になる可能性が確実となった時点で開始すべきだと主張。現時点では解除した場合、「緩み」の影響が大きいとし、極めて慎重な判断が求められると強調した。

中川会長は、6つの指標▽病床の逼迫度▽療養者数▽PCR検査の陽性率▽感染者の新規報告数▽直近1週間と前の週の感染者数の比較▽感染経路不明割合—を挙げ、宣言解除の検討には全てがステージ2の基準になることが必要と指摘。一方で、6つの指標の1つでも基準を上回れば、宣言対象地域にするかの検討に入るべきだとした。

ここ数日の新規感染者数の状況については

「緊急事態宣言により、一定の感染拡大防止効果が表れているかとも思われるが、過大な評価は避けなければならない」とし、「決して気を抜ける状況ではない」と述べた。現在は昨年4月の緊急事態宣言時よりも感染防止意識が低下しているとし、「解除する場合でも、政府は緩みが極力生じないように丁寧なメッセージを繰り返し発信する必要がある」と述べた。

● ワクチン接種「集団と個別を組み合わせ」

新型コロナワクチンの接種体制については「集団接種と個別接種を適切に組み合わせた柔軟な体制の構築が必要だ」と強調した。自治体が設定した特設会場、病院、診療所など至る所で接種可能な体制が望まれるとし、「特に住民への接種は普段の健康状態を把握しているかかりつけ医でできることが重要だ」と述べた。かかりつけ医での接種が可能となるような財政支援とワクチンの確保を国に要請するとした。

接種順位については、介護従事者は医療従事者と同時期に接種を実施すべきだと提言した。介護従事者は重症化リスクの高い高齢者と接しており、クラスター防止などのためにも早い時期に接種を実施すべきだと主張した。

● 地域医師会と病院団体の協議会設置を

新型コロナ患者の受け入れ病床確保については、日医と四病院団体協議会、全国自治体病院協議会で組織する対策会議で、具体的方策の協議に入ることを報告した。同日の会見後に開く第2回会議で、日医からは都道府県医師会と都道府県病院団体による協議会の立ち上げ、都道府県行政との連携強化を提案するとした。JMAT（日医災害医療チーム）

やAMAT（全日本病院医療支援班）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活用や診療所医師の協力体制なども検討していくとした。
【メディファクス】

■ 会員の喫煙率、男性7.1%、女性2.1%

— 過去最低に —

日本医師会は1月27日の会見で、会員を対象とした喫煙意識調査の結果を発表した。男性が7.1%（前回調査比3.8ポイント減）、女性が2.1%（0.3ポイント減）でいずれも過去最低となった。現在喫煙者の割合は2000年の調査開始以来、回を追うごとに減少していた。今村聡副会長は「定期的に同様の調査をしてモニタリングしつつ、引き続き国民への禁煙運動をしていきたい」と述べた。

非喫煙者は男性が50.5%、女性が90.2%で、過去喫煙者は男性が42.3%、女性が7.8%だった。年齢階級別で見ると、男性は20～39歳が最も高い9.0%、次いで40～49歳が8.6%、60～69歳が8.1%となった。女性は60～69歳が最も高い3.3%、次いで50～59歳が2.3%、70歳以上が2.0%だった。

診療科別の喫煙率を見ると、男性では泌尿器科（12.9%）、産婦人科（11.9%）、精神科（11.6%）などが高かった。女性では耳鼻咽喉科（6.1%）、眼科（4.9%）、整形外科（4.5%）などが高かった。

現在喫煙者が使用しているたばこ製品を見ると、男性は紙巻きたばこが70.9%、加熱式たばこが32.7%だった。女性は紙巻きたばこが83.3%、加熱式たばこが16.7%だった。喫煙に対する考え方を聞いた質問を見ると、「医

師は立場上喫煙すべきではない」は男性で80.7%、女性82.1%でいずれも過去最高となった。

調査は禁煙推進活動の一環として4年ごとに実施しており、今回が6回目。19年11月時点の会員のうち、無作為に抽出した男性6000人、女性1500人を対象とした。

【メディファクス】

■ 受入医療機関支援、「基本給も対象」

— 厚労省 —

厚生労働省健康局結核感染症課は1月25日、2020年度の「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」の実施について都道府県に事務連絡した。20年12月25日付の事務連絡を改正したもので、補助の対象経費については、新型コロナ患者に対応する医療従事者の人件費として「従前から勤務する職員の基本給も当該職員の処遇改善を行う場合は補助対象とする」ことを明記。改正前の事務連絡では、補助対象にならないとしていた。12月25日付で適用し、21年3月31日までにかかる費用が対象となる。

同事業の補助の対象経費は、新型コロナ対応手当や処遇改善・人員確保を図るためなどの「新型コロナ患者に対応する医療従事者の人件費」と、賃金や報酬、謝金など「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」の2項目としている。

これまでは「従前から勤務する職員の基本給」は対象にならないとしていたが、今回、人件費に「従前から勤務する職員の基本給」も処遇改善を目的としている場合に対象とす

ることを追記した。また、対応手当の額についても「1日ごとの手当、特別賞与、一時金など」が対象となることを明確化。支給する職員の範囲は「新型コロナ病棟に限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても、新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者（事務職員等も含む）」は対象になり得るとした。

●コロナ患者への対応、時間外手当も対象

同事業に関するQ&A（第3版）やリーフレットなども、事務連絡と併せて同日付で改正した。Q&Aでは、「従前から勤務する職員の新型コロナ患者等の対応に伴う時間外勤務手当も対象」と明記した。また対象期間にかかる人件費であるコロナ対応手当については、「支出額が確定していれば、対象期間内に支払われなくても（3月分手当が4月に支払われるなど）、対象経費として認められる」と具体的に示した。治療への関与の度合いなどを考慮し、手当の額に傾斜を付けることも可能とした。 【メディファクス】

■ 医療法等改正案を了承、閣議決定へ

— 自民・厚労部会 —

自民党の厚生労働部会（福岡資麿部会長）は1月26日、医師の働き方改革や、外来医療の機能の明確化・連携などを盛り込んだ「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」の法案審査をし、了承した。週内に必要な党内手続きを行い、2月2日の閣議決定を目指す。

同法案には、2024年度から始まる医師の時間外労働上限規制の実施に向けた医師の働き

方改革のほか、▽医師養成課程の見直し▽地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編支援▽新興感染症の医療計画への位置付け▽外来医療の機能の明確化・連携▽持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長一などが含まれている。

これまでの党内議論では、医師の働き方改革で重要な「医師労働時間短縮計画」について、評価機能の受審時や、時間外労働の特例水準の指定を都道府県に申請する際は、計画「案」で進めるように変更するなど、より柔軟な対応を可能にした。

部会終了後、記者団に応じた福岡部会長によると、会合では医師の地域偏在があることを踏まえ「法改正で医師の引き揚げが起こったり、十分な医療提供が行われない地域が生じたりしないようにしっかり対応すべき」という意見が出た。女性医師の支援の重要性に言及する声も上がった。医師の時間外労働の上限規制については「24年度からの実施は新型コロナの状況を見ながら見極めるべき」という意見も一部にあったし、もっと時期を早めて行うべきという話もあった」と紹介した。

22日の社会保障制度調査会医療委員会の役員会に提示された、文部科学省の「大学病院に勤務する医師の働き方改革に関するアンケート調査結果」の速報版も示された。

今後は国会での議論が始まるが、働き方改革の推進などについて、医師免許を持つ議員は本紙に「文科省と厚労省の副大臣など政務が入った会議体を、役所に新たに設置すべき。自民党にも同様に設置すべき」と述べ、強力な推進体制の構築を提言した。

【メディファクス】